

認知症施策の推進を求める意見書

我が国の高齢化率は世界で最も高いことから、認知症の人は年々ふえ続けている。厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略によれば、認知症高齢者数は2012年に約462万人であったものが、2025年には約700万人を突破し、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症となると見込まれている。

認知症は、誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要であり、医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育など、多様な場面において、総合的な支援の充実が求められている。

認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を尊重し、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが必要である。特に、認知症診断直後は、必要とする相談や支援等につながらない、いわゆる空白期間が生じており、支援体制の充実が求められている。

また、若年性認知症の場合、多くの人が現役世代であり、配偶者が主介護者になることが多く、本人だけでなく、配偶者も仕事の継続が困難となる場合があることから、身体的にも精神的にも、経済的にも大きな負担を強いられており、自立支援を行う関係者のネットワークの調整役である若年性認知症支援コーディネーターを、より効果的・効率的に活用していくことも必要である。

そもそも、認知症はその病態解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法が十分に確立されていないため、大規模遺伝子解析等を行うことにより、認知症を来す疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状等を起こすメカニズムの解明を通じて、予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、認知症施策のさらなる充実、加速化のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国や地方公共団体、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後の空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながらることができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月10日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣



宛（各 通）